

四国大学に対する改善報告書検討結果

＜大学評価実施年度：2020年度＞

＜改善報告書検討実施年度：2024年度＞

四国大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、5点の改善課題及び3点の是正勧告の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

＜改善に向けた大学全体の取り組み＞

大学評価（認証評価）の結果を受け、2021年度に「認証評価結果対応検討PT」を設置し、当該組織において指摘事項の改善方針や改善スケジュールの検討及び実施組織を決定した。そのうえで、実施組織が行った改善の進捗状況を「認証評価結果対応検討PT」にて確認し、その結果を適宜評議会で審議・決定し、改善に取り組むこととした。また、大学評価（認証評価）結果における指摘を踏まえ、内部質保証体制の見直しを行い、内部質保証の推進組織として「大学内部質保証推進委員会」を、自己点検・評価の実施組織として「自己点検・評価委員会」を設置した。2022年度には「内部質保証方針」及び「内部質保証推進規則」を策定し、「大学内部質保証推進委員会」にて自己点検・評価スケジュール等の審議を行うほか、「自己点検・評価委員会」において内部質保証方針及び内部質保証体制について確認し、2023年からの自己点検・評価の実施に向けた検討を行った。これを踏まえ、2023年から、評価結果における指摘事項については「認証評価結果対応検討PT」で取り組むとともに、各組織で点検した結果を「自己点検・評価委員会」が全学的に自己点検・評価し、「大学内部質保証推進委員会」が検証し、改善指示を行う内部質保証システムを構築した。

このように、「認証評価結果対応検討PT」や「大学内部質保証推進委員会」「自己点検・評価委員会」を中心として改善に取り組んでいることが確認できたものの、今回の改善報告書において改善が不十分な点があるほか、教育の質保証を担う「教育改革推進委員会」と「大学内部質保証推進委員会」の権限・役割分担が曖昧であるため、これを明確にしつつ新たな内部質保証体制のもとで引き続き改善に努めることが望まれる。

＜是正勧告、改善課題の改善状況＞

提言の改善状況から、改善の成果が十分に表れているとはいがたい。

是正勧告については、大学院における特定課題の研究成果の問題に関して、引き続き是正を図る必要がある。加えて、内部質保証体制の整備に関する問題については、改善が求められる。改善課題については、学生の受け入れにおける大学院での定員管理の問題に関して、今後もさらなる改善に努めることが求められる。

個別の提言への改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、各提言に対する検討所見のとおりである。なお、前回の大学評価時には指摘対象となっていた事項に

について、今回の改善報告書提出時には提言に相当する問題が生じているため、検討所見を参考し、次回の大学評価に向けて改善に取り組むことが求められる。

1. 是正勧告

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|--------------|--|
| 1 | 基準 提言（全文） | <p>基準2 内部質保証</p> <p>内部質保証の方針や手続きを策定していないなかで、「大学改革ビジョン 2017」の実現に向けた取組は、「大学改革推進本部」を中心とした複数の委員会や部会が係る体制で実施する一方、各学部・研究科の点検・評価の取組は「四国大学評価委員会」において実施し「経営会議」を通じて改善・向上につなげており、相互の十分な連携が見られないことから、系統立てた PDCA サイクルの基づく大学全体としての内部質保証システムが確立されていない。</p> <p>また、「内部質保証実施組織図」に含まれない組織が「大学改革ビジョン 2017」の PDCA サイクルに関わるなど、大学としての内部質保証を実行するための体制も十分に整理されていない。内部質保証の方針や手続きを策定する中で、教学マネジメントの観点も含めて内部質保証の在り方を見直し、それを機能させるための体制を体系的に整備するよう是正されたい。</p> |
| | 検討所見 | <p>2022 年度に「四国大学内部質保証方針」及び「四国大学内部質保証推進規則」を策定し、内部質保証の客觀性を担保するため、内部質保証の企画、自己点検・評価の実施結果の点検及び調整、改善事項の監理を行い、内部質保証に責任を負う組織として「大学内部質保証推進委員会」、自己点検・評価の実施を担う組織として「自己点検・評価委員会」を設置した。この体制において「大学内部質保証推進委員会」が「自己点検・評価委員会」に自己点検・評価の実施を指示し、「自己点検・評価委員会」による指示のもと各学部・研究科及び関係事務局で点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価委員会」がとりまとめ、改善事項を付した「自己点検・評価</p> |

| | | <p>報告書」を「大学内部質保証推進委員会」へ提出し、「大学内部質保証推進委員会」が報告内容を検証し、各学部・研究科及び関係事務局に改善指示を行うという一連の内部質保証プロセスを構築した。</p> <p>しかしながら、各学部・研究科の教育内容については、新たに構築した上記の体制ではなく、前回大学評価（認証評価）時に内部質保証の推進を担っていた「教育改革推進委員会」を中心として点検・評価を行っており、内部質保証体制における位置づけが明確ではない。また、内部質保証体制図等に同委員会は明示されておらず、「大学内部質保証推進委員会」との連携及び役割分担ができているとはいがたい。</p> <p>以上のことから、前回の大学評価（認証評価）の結果においても指摘しているように、引き続き教学マネジメントの観点を含めた内部質保証の在り方を検討し、体制を整備して、内部質保証プロセスを有効に機能させていくよう、改善が求められる。</p> |
|-----|------------------------------|--|
| No. | 種 別 | 内 容 |
| 2 | 基準 提言（全文） 検討所見 | <p>基準4 教育課程・学習成果</p> <p>文学研究科修士課程、経営情報学研究科博士前期課程、人間生活科学研究科修士課程、看護学研究科修士課程において、特定課題の研究成果の審査基準を策定していないため、これを定め公表するよう是正されたい。</p> <p>文学研究科修士課程、経営情報学研究科博士前期課程、人間生活科学研究科修士課程、看護学研究科修士課程において、特定課題の研究成果の審査基準を策定し、学内周知に加え、四国大学ホームページに公表するとともに2021年度入学生履修要綱へ掲載しているが、その内容は提出形式等の説明にとどまっており、審査を行ううえでの基準が示されているとはいえないため、是正されたい。</p> <p>上記のことから、文学研究科修士課程、経営情報学研究科博士前期課程、人間生活科学研究科修士課</p> |

| | | 程、看護学研究科修士課程においては、特定課題の研究成果の審査基準を策定し、次回大学評価の際に改善状況を再度報告されたい。 |
|-----|------------------|---|
| No. | 種 別 | 内 容 |
| 3 | 基準 提言（全文） | <p>基準5 学生の受け入れ</p> <p>過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、生活科学部人間生活科学科が1.22と高く、文学部書道文化学科では0.72、経営情報学部メディア情報学科では0.65と低い。また、収容定員に対する在籍学生数比率について、生活科学部人間生活科学科で1.27と高く、文学部書道文化学科では0.69、経営情報学部メディア情報学科では0.59と低いため、学部の定員管理を徹底するよう、是正されたい。</p> |
| | 検討所見 | <p>過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均、収容定員に対する在籍学生数比率について、生活科学部人間生活科学科、文学部書道文化学科、経営情報学部メディア情報学科ともに改善がみられる。</p> <p>なお、大学評価時には提言の対象ではなかった学部・学科について、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均については文学部国際文化学科が0.74、収容定員に対する在籍学生数比率については同学科が0.68、文学部全体が0.89、生活科学部児童学科が0.85と低くなっていることから、是正されたい。</p> |

2. 改善課題

| No. | 種 別 | 内 容 |
|-----|--------|--|
| 1 | 基準 | 基準4 教育課程・学習成果 |
| | 提言（全文） | 教育課程の編成・実施方針について、経営情報学研究科博士前期課程、同研究科博士後期課程では教育課程の実施、看護学研究科修士課程では教育課程 |

| | | の編成及び実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。 |
|-----|--------|--|
| | 検討所見 | 経営情報学研究科博士前期課程、同研究科博士後期課程では教育課程の実施、看護学研究科修士課程では教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を明示した教育課程の編成・実施方針を定め、大学ホームページ及び『大学院履修要綱』において公表しており、改善が認められる。 |
| No. | 種 別 | 内 容 |
| 2 | 基準 | 基準4 教育課程・学習成果 |
| | 提言（全文） | 1年間に履修登録できる単位数の上限を設定しているものの、資格取得に関わる科目や学外実習等の科目について、上限を超えて履修登録することを認めており、一部の学部の1年次において上限単位数以内での学習が困難なカリキュラム編成になっている。また、直前学期の優秀者等特定の要件を満たした場合は教授会の議を得て上限を超えて履修登録することを認めている。これらにより文学部、生活科学部、看護学部の1年次及び経営情報学部の2年次では、実際に上限を超えて多くの単位を履修登録する学生が相当数存在する。このほか、「履修科目単位数の上限に関する内規」で再履修者に対して単位数の上限を超えた履修登録を認めている。単位の実質化を図るその他の措置として履修指導等の取組みを実施しているものの十分ではなく、単位の実質化が十分に図られているとは認められないと認められるため、改善が求められる。 |
| | 検討所見 | 「履修科目単位数の上限に関する内規」を改正し、これまで1年間に履修登録できる単位数の上限に含めていなかった科目の取扱いの見直しや、成績優秀者の上限単位数を4単位までに設定するほか、再履修者の取扱いの厳格化などに取り組んだ。当該内規は2023年度入学生から適用を開始しており、いまだ50単位以上履修登録している学生は一定数 |

| | | <p>はいるものの、大学評価時に比してその割合は減少しており、改善が認められる。</p> <p>なお、新たに単位の実質化を図る措置として、上限単位数を超えて履修する学生にはチューターによる個別指導を受けることを義務化するほか、科目削減等カリキュラムのスリム化を図るなどの取り組みを開始しているため、それらの取り組みを着実に実行し、引き続き単位の実質化を図ることが望まれる。</p> |
|-----|--------|---|
| No. | 種 別 | 内 容 |
| 3 | 基準 | 基準4 教育課程・学習成果 |
| | 提言（全文） | <p>学部については、学位授与方針に示す学習成果の一部については測定方法を確立しているほか、各種学習成果の把握に関する取組を実施しているものの、学位授与方針に示す学習成果との関係性を明確にしたうえで全般的に測定しているとはいがたい。また、大学院についても各種学習成果の測定のための取組を行っているものの、学位授与方針に示す学習成果との関連は十分でない。学部、大学院とともに、学位授与方針に示す学習成果を適切に把握・評価するよう、改善が求められる。</p> |
| | 検討所見 | <p>学位授与方針に示す学習成果を把握・評価するため、各学部・学科、研究科において学位授与方針に定める学習成果の達成度を評価するための視点を設定し、「四国大学ディプロマ・ポリシー（D P）達成度自己評価シート」を策定した。学生はこのシートを使用して4年間又は2年間で学位授与方針に定める学習成果が身についたかどうか自己評価し、その内容をチューターが確認・評価するものとして、2023年度入学生から運用を開始していることから、改善が認められる。</p> <p>今後は、「四国大学ディプロマ・ポリシー（D P）達成度自己評価シート」をはじめ、学位授与方針に示した学習成果を適切な方法や指標で測定・評価し、教育の有効性について検証するとともにカリキ</p> |

| | | |
|-----|--------|---|
| | | ユラムの継続的な向上に努め、教育の質向上へ活用していくことが期待される。 |
| No. | 種 別 | 内 容 |
| 4 | 基準 | 基準5 学生の受け入れ |
| | 提言（全文） | 収容定員に対する在籍学生数比率について、文学研究科修士課程では0.35、経営情報学研究科博士前期課程では0.33、同博士後期課程では0.11、人間生活科学研究科修士課程では0.45と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。 |
| 5 | 検討所見 | 収容定員に対する在籍学生数比率について、大学評価時に指摘を行った文学研究科修士課程、経営情報学研究科博士前期課程、人間生活科学研究科修士課程のいずれにおいても改善が認められる。 しかしながら、経営情報学研究科博士後期課程では、収容定員に対する在籍学生数比率が0.11と依然として低く、研究科の定員管理を徹底するよう改善が求められる。 |
| | 基準 | 基準6 教員・教員組織 |
| | 提言（全文） | 教育改善に関する大学院固有の組織的なFDが看護学研究科以外では行われていないため、修士課程・博士課程全体又は各研究科として、適切にこれを実施するよう、改善が求められる。また、研究活動の活性化や社会貢献等の諸活動の推進を図ることを目的としたFDが看護学研究科では実施されているものの、それ以外では実施していないため、改善が求められる。 |
| | 検討所見 | 研究科のFDについて、大学全体で取り組む体制の整備のため、全学的なFD推進組織である「四国大学FD委員会」へ研究科の教員を加える規則改正を行った。2022年度からは、教育改善に関する大学院固有のFD、研究活動の活性化や社会貢献等の諸 |

| | | |
|--|--|---|
| | | 活動の推進を図ることを目的としたFDを各研究科で行っており、改善が認められる。 |
|--|--|---|

<再度報告を求める事項>

是正勧告No.2については、次回の大学評価の際に改善状況を再度報告されたい。

<弾力的措置にかかる要件の充足状況>

| 弾力的措置にかかる要件 | 前回の評価結果における提言 | 改善状況 |
|--|---------------|------|
| ア) 基準2「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。 | 有 (是正勧告) | × |
| イ) 基準4「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。 | 有 | × |
| ウ) 基準4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。 | 有 | ○ |

以上